

【千代田町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数		747			
② 予備機を含む 整備上限台数		858			
③ 整備台数 (予備機除く)		747			
④ ③のうち 基金事業によるもの		747			
⑤ 累積更新率		100			
⑥ 予備機整備台数		111			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		111			
⑧ 予備機整備率		14.86			

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 7 年度において、全端末を更新し、令和 8 年度当初より使用する予定です。スケールメリットを最大限に生かすため一括して調達を行うこととします。

また、予備機については、各小中学校における児童生徒数の 15%にあたる台数を整備します。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：948 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：48 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：900 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○学校にて初期化とデータ消去を行った後、処分業者にて再度初期化されているかを確認し、初期化されていないものに関しては物理破壊を実施

○スケジュール(予定)

令和 7 年 9 月 処分事業者 選定

令和 8 年 2 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 4 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項